

市川市長
村越祐民様

「今後の下水道使用料のあり方について」

答 申 書

令和3年3月

市川市下水道事業審議会
会長 森田弘昭

令和 3 年 3 月 8 日

市 川 市 長
村 越 祐 民 様

市川市下水道事業審議会
会 長 森 田 弘 昭

「今後の下水道使用料のあり方について(答申)」

令和 2 年 8 月 24 日付市川第 20200820-0032 号で諮問のありました標記の件について、下記の通り答申いたします。

記

下水道は生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全などの役割を担う、市民が健康で快適な生活を送るうえで非常に重要な都市基盤です。

市川市の公共下水道事業は、昭和 36 年から真間・菅野地区の整備に着手して以来、今日まで、市政の重点施策として整備が進められてきていますが、令和元年度末現在、下水道処理人口普及率は 75.3%と近隣市に比べ低い水準にあることから、早期の整備が求められています。

併せて、管路や処理施設の老朽化対策をはじめ、浸水対策、地震対策といった幅広い課題への対応が求められる一方、本市の人口は今後減少に転じ、下水道事業の主な財源である使用料収入は、伸び悩むことが見込まれており、厳しい事業環境に直面することが予想されます。

このような状況を踏まえ、本審議会では諮問事項に対し、妥当性、公平性の観点から慎重に審議を重ね、結論を得ましたので、ここに答申致します。

1. 今後の下水道使用料のあり方について

本審議会では審議を重ねた結果、将来にわたり、安定的・持続的に事業を運営するためには、適切な下水道使用料への改定が必要であるという結論に至りました。

(1) 改定率

従来の使用料単価 142 円(税抜)/ m^3 から 5.6%増の 154 円(税抜)/ m^3 へ引き上げが必要です。

(2) 改定時期

令和 4 年 4 月 1 日とします。

ただし、使用料の改定は市民生活や企業活動に大きな影響を与えかねないことから、時期については新型コロナウイルス感染症による経済的影響を慎重に見極め、柔軟な対応を求めます。

(3) 算定期間

令和 4 年から 6 年の 3 年間とします。

(4) 使用料体系

基本料金・従量料金の一律改定が望ましいです。

(5) 公衆浴場の使用料

据え置きます。

2. 付帯意見

- ・下水道は市民生活に必要不可欠なサービスであり、下水道使用料改定は、家計や企業経営に大きな影響を与えます。このため、今後も継続的に下水道接続率向上による下水道使用料増収や、業務の見直しによる経費削減に努めてください。また、改定の必要性や内容に関する市民への事前周知は十分に行ってください。
- ・使用料の公平な負担という観点から、未収金の回収に努めてください。
- ・下水道の衛生面や環境面におけるメリットについて、周知や啓蒙を積極的に行い、市民の下水道への関心を高めてください。

3. 審議の経緯

(1) 現行の下水道使用料水準の検討

今後の下水道使用料のあり方について審議を進めるにあたり、まず、下水道事業の収支に影響を与える主な要因を、次のとおり検討した上で、現行の下水道使用料水準で推移した場合における、令和元年(2019年)度から11年(2029年)度までの収支の推計を行いました。

① 下水道使用料収入

市川市は、下水道の未整備区域約1,060ヘクタールを、令和元(2019年)度から11年(2029年)度までに整備する計画です。これに伴い下水道処理人口が増加するため、下水道使用料収入も増加する見通しです。

しかしながら、市川市の総人口は、「国立社会保障・人口問題研究所」が平成30年に推計したデータによると、今後減少傾向にあります。

そのため、同データの減少率を考慮して推計した結果、令和11年度末の下水道使用料収入見込みは、税抜きで令和元年(2019年)度決算比10億9千6百万円増の、58億3千1百万円となりました。

② 減価償却費、企業債利息

市川市は、令和11年(2029年)度までの建設改良事業として、下水道整備に1,101億円、管路施設の耐震化に20億円、老朽化施設の更新に83億円、浸水対策に95億円、合計で1,299億円の投資を計画しています。

これらの事業実施に伴う固定費の増加額は、令和元年(2019年)度比で、減価償却費(国庫補助金等の長期前受金戻入を除く。)が15億1千3百万円、企業債利息が5億2百万円となります。

③ 維持管理経費

千葉県に支払っている流域下水道事業維持管理費負担金の単価が、令和2年度より江戸川左岸が1m³あたり60.4円から63.4円に、印旛沼が55円から59.2円に、それぞれ引き上げられています。

これらの単価は、5年ごとに見直されることになっており、令和7年度にも見直される予定ですが、現状では見直し後の単価を合理的に見積もることができないため、今回の検討では改定がないものとして、令和11年度までの収支の推計を行う

こととしました。

一方で減少要因として、令和3年(2021年)1月より、下水道使用料と千葉県企業局の水道料金との徴収一元化が開始されることから、令和元年度決算比で1億2千万円の徴収経費削減を見込みました。

その他の維持管理経費については、業務効率化に取り組み、現状水準を維持するという前提で、平成30年度決算額で推移するものとした。

④ 資産維持費の取り扱いについて

「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会発行)において、下水道施設の更新時に、施工環境の悪化、耐震化等の高機能化により、新設時と比べ工事費が増大する場合、利用者負担の期間的公平を確保する観点から、「資産維持費」を使用料対象経費に位置付けることが示され、国土交通省、総務省の各事務連絡においても、同様の取り扱いを通知しています。

市川市における資産維持費の取り扱いについて、今回の収支推計に当たっては、次の理由により、下水道使用料対象経費に含めないこととしました。

- ・市川市の下水道処理人口普及率は、令和元年度末で75.3%であり、令和11年(2029年)度までの投資計画では、施設更新より未普及地域の整備に重点を置いていること。
- ・資産維持費の考え方は、下水道事業では新しい考え方であり、合理的で具体的な算定方法が確立されていないこと。

⑤ 収支見通し

以上の検討を踏まえて今後10年間の収支を推計したところ、現行の下水道使用料水準では、令和2年度以降赤字決算が続き、令和11年度末の累積欠損金は25億6千万円となりました。

⑥ 下水道使用料改定の必要性

収支不足の大きな要因は、下水道施設の建設改良工事の進捗に伴う、減価償却費等の固定費増加によるものですが、下水道施設は重要な都市基盤の一つであることから、固定費削減のための事業量縮小は、現実的ではありません。また下

水道事業は、膨大な施設を必要とする資本集約的産業であることから、維持管理経費の削減による収支改善効果には限界があります。

以上のことから、今後も下水道接続率向上による下水道使用料収入の増加や、維持管理経費の削減等の収支改善策に、継続的に取り組むことを前提としても、現行の使用料水準では、安定的・持続的に下水道事業を運営することは困難と判断し、下水道使用料の改定が必要との結論になりました。

(2) 下水道使用料改定の考え方

① 使用料の改定時期

議会への上程、システム改修、周知等に要する期間を考慮して、令和4年(2022年)4月1日としました。

但し、現在世界的に新型コロナウイルス感染症が大流行し、令和2年(2020年)4～6月期の実質GDP成長率は、平成21年(2009年)のリーマンショック時のマイナス4.8%を超えるマイナス7.8%となっています。また、給与総額*も4月以降6ヵ月連続して平均で対前年同月比を下回るなど、我が国経済は大きな打撃を受けています。

このことから、市民生活の動向や市内企業の経営状況を注視し、改定時期に至っても未だ経済活動の改善が認められない場合は、この時期にとらわれず、延期等柔軟な対応を求めることとしました。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査(従業員5人以上)」(9月は速報値)

② 使用料の算定期間

市川市使用料条例第6条で「おおむね3年ごとに見直す」としており、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」においても見直しは3年から5年程度が適当とされています。

このことから算定期間は、令和4年(2022年)から令和6年(2024年)の3年間としました。

③ 資本費算入率の廃止

市川市の下水道使用料算定においては、資本費の一部を公費で賄うという資本費算入率が採用されており、現在は 50%となっています。これは、供用開始後は普及率が低く、資本費の全額を下水道使用料に転嫁すると、著しく高額になることから認められていたものです。

しかしながら、昭和 47 年(1972 年)に供用開始後、既に 40 年以上経過し、普及率も令和元年(2019 年)度末で 75.3%まで上昇していること、及び平成 30 年(2018 年)度に地方公営企業法(財務規定等)を適用し、「独立採算制」による経営をより強く求められるようになったことから、受益者負担の原則を全面的に適用し、汚水処理に係わる資本費については、公費負担が認められる部分を除き、下水道使用料で賄うこととしました。

④ 収益的収支の均衡

地方公営企業法第 17 条の 2(経費の負担の原則)において「汚水私費・雨水公費の原則」が明確に定められており、汚水処理に要する経費は、原則として、下水道使用料で賄うことになっています。

そのため毎年度収益的収支で、利益計上が可能な下水道使用料水準とします。

⑤ 基準外繰入金の解消

現在の市川市下水道事業会計は、毎年度企業債償還金に充てる資金が不足し、一般会計から基準外繰入金である一般会計出資金で補填しています。

本来市税で賄うべき、下水道以外の事業の財源を消費していることであり、好ましくありません。

基準外繰入金に頼らない財政運営が必要です。

⑥ 現行の下水道使用料体系で一律改定

平成 15 年 10 月以来の改定であることを踏まえ、今回は全ての使用者が公平に負担増を担うこととし、使用料体系の見直しは行わず、基本料金および各水量区分において一律改定とします。

⑦ 公衆浴場の下水道使用料は据え置き

公衆浴場は市民の保健衛生向上に不可欠な施設ですが、近年、家庭風呂の普及に伴い利用者数が減少し、大変厳しい経営環境に置かれていることから、市川市は、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、様々な補助事業で、市内公衆浴場の経営を支援しています。

また公衆浴場は、物価統制令の適用を受けるため、下水道使用料の負担増を入浴料金に転嫁することができません。

これらのことから、公衆浴場の下水道使用料については、据え置くことが妥当という結論になりました。

⑧ 改定後の使用料体系

以上の下水道使用料改定の考え方に基づき、事務局が適正な下水道使用料単価を算定したところ、従来の使用料単価プラス5.6%の154円(税抜)/ m^3 への引き上げが必要となりました。

審議会において、この使用料単価の算出過程について検証を行った結果、適正であると判断し、改定後の下水道使用料体系は、別紙の通りとしました。

下水道使用料単価表(1ヵ月当たり)

(税抜)

区分	汚水排除量	現行	改定後	差額
一般汚水	10立方メートル以下の定額部分	(基本料金)	(基本料金)	
	総汚水排除量が100立方メートル以下の場合	900円	950円	50円
	総汚水排除量が100立方メートルを超える場合	1800円	1900円	100円
		(超過料金)	(超過料金)	
		1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	
	10立方メートルを超え 20立方メートル以下の場合	143円	151円	8円
	20立方メートルを超え 30立方メートル以下の場合	163円	172円	9円
	30立方メートルを超え 50立方メートル以下の場合	188円	198円	10円
	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の場合	227円	239円	12円
	100立方メートルを超え 500立方メートル以下の場合	274円	289円	15円
500立方メートルを超え 1000立方メートル以下の場合	318円	335円	17円	
1000立方メートルを超え 2000立方メートル以下の場合	363円	383円	20円	
2000立方メートルを超える部分	410円	432円	22円	
浴場汚水	1立方メートルにつき	10円	10円	0円

市川市下水道事業審議会 委員名簿

会 長	学識経験者	森田 弘昭
副会長	関係機関の代表者	杉浦 康司
委 員	市議会議員	つちや 正順
委 員	市議会議員	つかこし たかのり
委 員	市議会議員	宮 本 均
委 員	学識経験者	亀 田 豊
委 員	市民の代表者	伊達 欣志
委 員	市民の代表者	知久 有美
委 員	市民の代表者	二澤 安彦
委 員	市民の代表者	幸前 文子
委 員	市民の代表者	澤田 谷和
委 員	市民の代表者	嶋田 英一郎
委 員	市民の代表者	井上 孝枝
委 員	関係機関の代表者	岩 岡 良
委 員	関係機関の代表者	高田 令子

委員 15 名

令和2年度市川市下水道事業審議会の経過

開催日時・場所	審議事項
第1回 令和2年8月24日(月) 13時30分～14時55分 男女共同参画センター 研修ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問「今後の下水道使用料のあり方について」 ・今後の下水道事業の進め方について ・下水道使用料の現状と今後のあり方について
第2回 令和2年11月12日(木) 10時～11時10分 市川市役所第1庁舎 第1委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の現状と今後のあり方について (補足説明・前回審議会における質疑・継続審議)
第3回 書面開催 令和3年1月26日(火) から3月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の下水道使用料のあり方について(答申案)